

## 普代村立普代社会体育館使用料金表

区分		普通使用料						特別使用料
		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	12時から 21時まで	9時から 21時まで	
貸切の場合	アマチュアスポーツ及び文化的行事に使用する 場合	円 1,100	円 1,650	円 2,200	円 2,750	円 3,850	円 4,950	1 設備使用料 付属の施設又は設備を使用する 場合においては、1件又は一式 1時間までごとに1,000円の範囲 内で村長が定める額を別に徴収 する。 2 冷暖房設備料 平成31年1月22日より、冷暖 房設備を使用する場合、1時間ご とに400円を徴収する
	その他の催しに使用する 場合	3,300	5,500	7,700	8,800	11,000	15,400	
貸切以外の場合	児童生徒	1回1人につき60円						
	一般（大学生含む）	1回1人につき110円						

- ・ 村が認定した体育団体及び社会教育団体が使用するときは、上記料金は減免する。ただし、体育室の照明を使用したときは、電気料として1回の使用につき1,100円を徴収する。